

HOTEL ローズヒル

ご利用規則

この度は、HOTEL ローズヒルにご宿泊いただきまことにありがとうございます。

当ホテルではお客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第9条に基づいて、次の通り利用規則を定めておりますのでお守りください。この規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第6条により、やむを得ずご宿泊およびホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げることもございます。また事故が起きた場合には、お客様に損害の負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

利用規約

第1条 客室の利用について

- (1)ご宿泊登録者以外の方のご入室、及びご宿泊はご遠慮ください。
- (2)長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
- (3)未成年者のみのご宿泊は、お断りいたします。
また、心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして他のお客様に迷惑と不安をおよぼすご使用者もご遠慮ください。

第2条 部屋の鍵

- (1)ご滞在中部屋からお出かけになるときは、施錠をご確認ください。
- (2)館外にお出かけになるときなど、鍵はフロントにお預けください。
- (3)鍵をフロントでお受け取りになるときは、お名前、お部屋番号を係員にお申し付けください。
- (4)お部屋の鍵は、当ホテルをご出発の時必ずフロントにご返却ください。紛失などによりご返却がないときは、鍵代金の実費をお支払いいただきます。

第3条 来訪者

- (1)ご来訪者とのご面会はロビーでお願いします。

第4条 客室内

- (1)客室内および廊下では、ホテルの許可なく暖房用、炊事用等の火気およびキャンドル等をご使用にならないでください、また客室内での調理は固くお断りいたします。
- (2)ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造したりしないでください。
- (3)客室内の小物備品は、客室外に持ち出さないでください。

第5条 貴重品

- (1)ご滞在中は現金、有価証券、貴金属その他貴重品の保管については、室内のセーフティボックス(金庫)に保管いただきますことをお勧めいたします。ただし、金庫をご使用中の安全確認はお客様個人の責任となります。万が一ご使用中に紛失や滅失などがあっても当ホテルは賠償致しかねますのでご了承ください。

第6条 お預かり物

お預かり物の保管期間は、特にご指定のない限り下記のとおりとさせていただきます。

保管期間を経過したお預かり物は、法令に基づきお引き取りの意思がないものとして処理いたします。

フロントにて外来のお客様へのお預かり物 1ヶ月

第7条 遺失物

遺失物の保管期間は、発見日を含めて7日間保管しその後最寄りの警察署に届けます。

第8条 お会計

(1)ご利用代金のお支払いは、現金または

クレジットカード、もしくは当ホテルが認めたそれに代わるものとさせていただきます。

(2)ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がありますので、その都度お支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合があります。

(3)ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受けることになっているときは、定められた期日までにお支払いがなければ、宿泊者本人に直接お支払いをご請求申し上げます。

(4)当ホテル以外のお買い物のお建て替えは、いたしておりませんのでご了承ください。

第9条 ホテル内では他のお客様のご迷惑になる下記の持ち込み、または行為はご遠慮ください。

(1)犬・猫・小鳥そのほかの愛玩動物

(2)発火又は引火性の物

(3)悪臭・害毒を発するもの

(4)その他の法令で所持を禁じられているもの

(5)とばく・威圧的な言動・風紀を乱すような行為、またはほかのお客様に嫌悪感を(騒音などを含む)与えるような行為と言動

(6)浴衣・スリッパ等で室外に出ること

(7)備えつけ品の移動または使用目的以外のご利用

(8)広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など

第10条 資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。

第11条 丘の上バラ園内、全ての施設を禁煙とさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

HOTEL ローズヒル

宿泊約款

【適用範囲】

第1条

1. 宿泊に関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申し込み】

第2条

1. 当館の宿泊契約の申し込みをしようとするお客様は、次の事項を当館に申し出てください。

- (1) 宿泊しようとするお客様のお名前(同行者名)
- (2) 宿泊日、宿泊日数、及び到着予定時刻
- (3) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国及び入国年月日
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊されたお客様が、宿泊中に前事項(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処遇します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。

【宿泊契約締結の拒否】

第4条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の契約がこの約款によらないとき
- (2) 満室により客室に余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとするお客様が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施工)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会勢力であるとき
- (5) 宿泊しようとするお客様が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- (6) 宿泊しようとするお客様が法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき
- (7) 宿泊しようとするお客様が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

(8) 宿泊しようとするお客様が宿泊施設もしくは宿泊職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき

(9) 宿泊しようとするお客様が、伝染病者であると明らかに認められたとき

(10) 天災、設備の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき

(11) 宿泊しようとするお客様が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき

第5条

1. 宿泊されるお客様は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊しようとするお客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当館は宿泊しようとするお客様が連絡をしないで、宿泊当日の午後5時になっても到着しないときは、その宿泊契約は当該お客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当館の契約解除権】

第6条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊されるお客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき
- (2) 宿泊されるお客様が伝染病者であるとあらかじめ認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき

2. 当館は、次に掲げる事由に該当する場合、宿泊契約を解除するものとします。(宿泊中にその事実が判明した場合は、その時点で利用をお断りします)

- (1) 暴力団等反社会勢力
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- (3) 法人でその役員のうち暴力団に該当する者がいる場合
- (4) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (5) 宿泊しようとする者が当館またはその従業員に対し、暴力的な不当要求を行い、また合理的範囲を超える負担を要求したとき

【宿泊の登録】

第7条

1.宿泊されるお客様は、宿泊当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1)お名前、性別、住所、電話番号
- (2)出発日
- (3)その他当館が必要と認める事項

【客室の使用時間】

第8条

1.宿泊されるお客様が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用する事ができます。

【利用規則の厳守】

第9条

宿泊されるお客様は、当館においては、当館が定めた利用規約に従っていただきます。

【営業時間】

第10条

1.当館の主な施設等の営業時間は、フロントにてご案内いたします。

【料金の支払い】

第11条

1.宿泊されたお客様が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表1に掲げるところによります。

2.前項の宿泊料金の支払いは、通貨またはクレジットカードにより、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3.当館が宿泊されたお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当館の責任】

第12条

1.当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊されたお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、その限りではございません。

【契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い】

第13条

1.当館は、宿泊しようとするお客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了承を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2.当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設に斡旋が出来ないときは、違約金相当額の補償料を支払いその補償料は損害賠償に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取り扱い】

第14条

1.宿泊されたお客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、紛失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。

2.宿泊されたお客様が、当館内にお持ちになった物品または現金並びに貴重品でフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物または携帯品の保管】

第15条

1.宿泊されるお客様の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合はその到着前に当館が了解した時に限って責任をもって保管し、お客様がフロントにおいてチェックインされる際にお渡します。

2.宿泊されたお客様がチェックアウトされたのち、当該お客様の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられた場合において、その所有者が判明したとき、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。

ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間以内保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第11条第1項及び第1項関係)

宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(消費税を含む)
	追加料金	朝食・夕食及び別注の料理、飲料その他の利用料金
	税金	消費税

《備考》 基本宿泊料は別途料金表によります

別表第2 違約金(第5条第2項関係)

	不泊	当日	前日	5日前	2週間前
	100%	100%	50%	30%	20%

《注》 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。